

改正債権法下における 債権回収の実務対応

弁護士 上里 美登利

第1 はじめに

改正債権法が2020年4月1日に施行された。

本稿は、特に債権回収実務に直接関係する改正内容のうち主要な①～④をコンパクトにまとめたものである。

- ①保証
- ②消滅時効
- ③債務引受
- ④詐害行為取消

*特に断りがない場合、条文(附則含む)は民法(平成29年6月2日法律第44号)におけるものとなる。

第2 ①保証

1 事業性資金の第三者個人保証における公正証書作成義務

(1) 保証意思宣明公正証書(465条の6)

(根) 保証契約の1ヶ月以内に、保証人候補者が事業性融資の保証意思を表示する公正証書(保証意思宣明公正証書)を作成しなければ、保証契約が有効に成立しない(465条の6～9)。

(2) 作成義務が生じる場合

①②のいずれにも当てはまる場合

- ①主債務が事業性貸金債務・求償債務を含む(465条の6第1項、465条の8第1項)
- ②個人保証人(465条の6第3項、465条の8第2項)

【適用除外】

- ・主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(465条の9第1号)
- ・主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等(465条の9第2号)
- ・主債務者が個人である場合の共同事業者(465条の9第3号前段)。
- ・主債務者(個人)が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者(465条の9第3号後段)
*保証契約の締結時に個人事業主が行う事業に実際に従事している必要がある。
*主債務者が法人である場合は、その代表者等の配偶者は例外とならない。

*例外となる配偶者は、法律上の配偶者に限られる。

2 保証人への情報提供義務

(1) 契約締結時の情報提供義務

主債務者は、事業性融資の保証・根保証を委託するときは、委託を受ける者に対し、情報提供をしなければならない(465条の10)。

ア 情報提供義務が発生する場合

①～③のいずれにも当てはまる場合

- ①主債務の事業性(465条の10)
- ②委託保証(465条の10第1項)
- ③個人保証人(465条の10第3項)

イ 提供する情報の内容等

- ①主債務者が保証人に対して
- ②財産及び収支の状況
- ③主債務以外の債務の有無並びにその額及び履行状況
- ④主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

を情報提供する(465条の10第1項)。

ウ 提供義務違反の効果

主債務者が情報を提供しない、あるいは、事実と異なる情報を提供した場合には、その違反を債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は保証契約を取り消すことができる(465条の10第2項)。

(2) 主債務の期限の利益喪失通知

主債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は、個人保証人に対し、期限の利益の喪失を知った時から2ヶ月以内に、その旨を通知しなければならない(458条の3第1項)。

ア 情報提供義務が発生する場合

①～④のいずれにも当てはまる場合

- ①全ての保証契約(主債務が事業性のものか否かにかかわらず)
- ②委託保証か無委託保証かにかかわらず
- ③個人保証人
- ④主債務者が期限の利益を喪失した場合

イ 提供する情報の内容等

- ①債権者が個人保証人に対して
- ②主債務者が期限の利益を喪失したとき、その旨を
- ③期限の利益の喪失を知った時から2ヶ月以内に

④通知しなければならない(458条の3第1項)

ウ 義務違反の効果

保証人に対し、実際に期限の利益を喪失した時から通知を現にするまでに生じた遅延損害金を請求できない(458条の3第2項)。

(3) 主債務の履行状況に関する情報提供義務

委託保証人の請求があったときは、債権者は保証人に対し、遅滞なく、主債務の履行状況に関する情報を提供しなければならない(458条の2)。

ア 情報提供義務が発生する場合

①～④のいずれにも当てはまる場合

①全ての保証契約(主債務が事業性のものか否かにかかわらず)

②委託保証

③個人のみならず法人保証人も対象

④保証人の請求がある場合

イ 提供する情報の内容等

①主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものについての不履行の有無

②これらの残額

③そのうち弁済期が到来しているものの額

3 相対効の原則

連帯保証に関しては、連帯債務の規定を準用しているが(458条)、連帯債務の規定自体が改正され、相対効となる事由が増えた。但し、特約により絶対効を及ぼすことが可能な場合がある。

(1) 前提：連帯債務について

・真正連帯債務、不真正連帯債務をする実益はなくなった(436条)。

・絶対的効力事由が減少した。但し、債権者と連帯債務者の間で「別段の意思を表示」をすれば、「絶対的効力事由」として扱うことができる(441条但書)。

(2) 請求の効力

・「請求」の効力が絶対効から相対効へ変わった。

連帯債務者の1人に対する請求や連帯保証人に対する請求の効力が他の連帯債務者や主債務者に対して当然に及ばなくなったため、441条但書による「別段の合意」をしておく必要性が高い。また、請求以外の消滅事由の完成猶予、更新事由(典型的には債務承認など)について、絶対効を及ぼす合意をすることも考えられる。

なお、主債務者に対する請求は、付従性により連帯保証人に及ぶ(457条1項)。

4 その他

貸金等以外の根保証の場合の極度額設定義務(465条の2)

第3 ②消滅時効

1 時効期間

(1) 消滅期間の定め

・「権利を行使することができることを知った時」(主観的起算点)から5年

・「権利を行使することができる時」(客観的起算点)から10年

の2つの時効期間のうち、いずれか早く経過した方をもって消滅時効が完成する(166条1項)。

* 契約に基づく債権は、基本的に起算点が一致し、5年と考えられる。

* 不当利得返還請求権(過払金など)は、起算点が異なると考えられる。

・1年・2年・3年の期間を定める短期消滅時効制度(現行民法170条～174条)、5年の商事消滅時効制度(現行商法522条)は廃止。

・不法行為に基づく損害賠償請求権は、「損害及び加害者を知った時」(主観的起算点)から3年、「不法行為の時」(客観的起算点)から20年の消滅時効期間(724条)。

但し、生命・身体に対する侵害に関する損害賠償責任については、債務不履行構成・不法行為構成ともに、主観的起算点から5年、客観的起算点から20年の消滅時効期間(167条、724条の2)。

(2) 経過措置

消滅時効期間については、2020年3月31日以前に債権が生じた場合に加え、2020年4月1日以降に債権が生じた場合であってその原因である法律行為が2020年3月31日以前にされたときについては、旧民法が適用される(附則10条4項)。

2 時効の「更新」、「完成猶予」

(1) 概念の整理

現行法の「中断」、「停止」という概念ではなくなった。

・承認：「更新」(152条)

・裁判上の請求など：「完成猶予」+「更新」(147条等)

・催告など：完成猶予(150条等)

(2) 新しい制度：協議合意による完成猶予制度(151条)

ア 協議合意による完成猶予制度
権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録でされたときに、一定期間時効の完成を猶予する。

- ・完成猶予の期間は、合意時から最長1年間に限られる(151条1項)。
- ・再度の協議合意をすることができるが、完成猶予は最長5年までに限られる(151条2項)。

イ 経過措置

2020年3月31日以前に生じた債権であっても、2020年4月1日以降、協議合意制度の利用可(附則10条3項)。

第4 ③債務引受

債務引受に関する規律が明文化されたため、債務引受を行う場合は、法の定めを確認する必要がある。

1 免責的債務引受

(1) 債権者と引受人間の契約による場合

債権者が債務者に対し、契約をした旨を通知した時に効力発生(472条2項)。

*債務者の意思に反しないことは要件とならない(大審院大正10年5月9日判決・民録27輯899頁の判例変更)。

(2) 債務者と引受人間の契約による場合

債務者と引受人間の契約による場合、債権者の承諾が必要(472条3項)。

(3) 担保・保証人の移転について

債務の担保として設定された担保権・保証を引受人が負担する債務に移すためには、以下の手続が必要。

①移転に関し、予め又は同時に引受人に対する意思表示が必要(472条の4第2項)。

②引受人以外の者が設定した担保権については、その承諾が必要(472条の4第1項但書)。

③保証については、書面又は電磁的記録による承諾が必要(472条の4第4項、第5項)。

(4) 求償権

引受人は債務者に対して求償権を取得しない(472条の3)。

*別途対価支払いの合意等は可能と解されている。

2 併存的債務引受

(1) 債権者と引受人間の契約による場合

債権者・引受人間の契約によって効力が生じる(470条2項)。

*債務者の意思に反する併存的債務引受も有効

(大審院大正15年3月25日判決・民集5巻219頁)。

(2) 債務者と引受人間の契約による場合

債務者と引受人間の契約による場合、債権者の承諾が必要(470条3項)。

(3) 併存的債務引受の効果

引受人は、債務者と連帯して、債務を負担する(470条1項)。

3 経過措置

2020年4月1日以降の債務引受には改正法が適用される(附則23条)。

第5 ④詐害行為取消権

全体としては、平成16年破産法改正の趣旨を債権法に反映させる改正が行われた。

1 詐害行為取消事由の限定

(1) 相当価格処分行為の特則

詐害行為取消が可能なのは、債務者に隠匿の意思があり、受益者も債務者の隠匿意思等を知っていた場合に限る(424条の2)。

(2) 偏頗行為の特則

既存債務についての担保供与又は債務の消滅に関する行為について、

①債務者が支払不能の時に、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたとき(424条の3第1項)。

②債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合、支払不能になる前30日以内に、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたとき(424条の3第2項)。

(3) 過大な代物弁済の特則

債務消滅行為のうち、過大部分については、偏頗行為の厳格な要件を満たさなくとも、債務者に詐害意思があり、受益者が悪意であれば、取り消すことができる(424条の4、424条)。

2 提訴期間

詐害行為取消権の行使期間(2年、10年)を時効ではなく提訴期間としたため(426条)、完成猶予・更新の概念が否定されている。

3 訴訟告知

詐害行為取消請求訴訟においては、受益者を被告とし、債務者には訴訟告知をすることを要する(424条の7)。

4 確定判決の効力

詐害行為取消請求を認容する確定判決の効力は、

債務者にも及ぶ(425条)。

5 経過措置

詐害行為が2020年4月1日以降に行われた場合、改正法が適用される(附則19条)。